

伊建築第278号
令和6年1月16日

別紙 一覧 様

伊東市長 小野 達也

伊東市における限定特定行政庁（建築主事）の廃止について

日頃より、伊東市の建築行政全般にわたり、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

伊東市では、平成16年4月1日以降、限定特定行政庁として建築基準法に基づく建築確認をはじめとする事務を行ってまいりましたが、限定特定行政庁を維持していく上で、職員及び建築主事を確保することが極めて難しい状況に**至りました**。**そのため**、静岡県と協議を進めて参りました結果、令和6年3月31日を以て、建築主事及び限定特定行政庁を廃止することに**なりました**ことをご報告させていただきます。

これまで**限定特定行政庁として**伊東市で扱っていた建築基準法関係の事務につきましては、今後、静岡県熱海土木事務所が所管することとなります。

特定行政庁は静岡県となりますが、都市計画の地域地区や伊東市道に関する取扱い等、建築に係るお問い合わせについては、これまでどおり市が窓口となり、県と連携して対応して参ります。

詳細につきましては、下記窓口へお問い合わせください。

記

(問合せ窓口)

伊東市建設部建築住宅課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

電話 0557-32-1763

(令和6年4月1日以降の問合せ窓口)

静岡県熱海土木事務所都市計画課建築班

〒413-0016 静岡県熱海市水口町13-15

電話 0557-82-9191

伊東市役所建設部建築住宅課
電話 0557-32-1763

令和6年4月1日以降の受付窓口等の変更内容

業 務 内 容		受付及び審査等	
		令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降
●建築基準法の規定による確認申請及び中間・完了検査申請等 次の建築物及び工作物に係るもの ○建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（以下、「4号建築物」という。） ○工作物（建築基準法施行令第138条第1項第1号、3号、5号）のうち次に掲げるもの ・煙突の高さが10m以下のもの ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等で高さが10m以下のもの ・擁壁で高さが3m以下のもの	受付窓口	伊東市	伊東市
	審査等		県（熱海土木事務所）
●建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置指定申請	受付窓口		伊東市
	審査等		県（熱海土木事務所）
●建設リサイクル法の届出及び通知（4号建築物に係るもの）	受付窓口		伊東市
	審査等		県（熱海土木事務所）
●省エネ法の届出及び定期報告（4号建築物に係るもの）	受付窓口		伊東市
	審査等		県（熱海土木事務所）
●長期優良住宅の認定申請（4号建築物に係るもの）	受付窓口	伊東市	
	審査等	県（熱海土木事務所）	
●低炭素建築物の認定申請（4号建築物に係るもの）	受付窓口	伊東市	
	審査等	県（熱海土木事務所）	

※申請等が、令和6年4月1日以後となるかどうか不明確な計画がある場合は、予め伊東市または熱海土木事務所にご相談ください。

- ・伊東市建設部建築住宅課 電話0557-32-1763
- ・静岡県熱海土木事務所都市計画課 電話0557-82-9191